



2025年3月27日

各 位

会社名 株式会社Will Smart  
代表者名 代表取締役社長 石井 康弘  
コード番号 175A（東証グロース市場）  
問合せ先 執行役員コーポレート本部長  
本多 正行  
(TEL 03-3527-2100)

### 譲渡制限付株式（報酬）としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式（報酬）としての新株式発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 発行の概要

(1) 払込期日	2025年4月25日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 8,700株
(3) 発行価額	1株につき 895円
(4) 発行総額	7,786,500円
(5) 割当予定先	取締役2名 4,100株（※） 執行役員4名 4,600株 ※ 社外取締役及び非常勤取締役を除きます。

#### 2. 発行の目的及び理由

当社は、2024年5月24日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を含みます。以下同じです。）及び監査役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2024年6月25日開催の定時株主総会において、①本制度に基づき、報酬等として譲渡制限付株式を付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし（なお、監査役については、後者の方法に限ります。）、その譲渡制限期間は、約1年間から約5年間までのうち当社取締役会が定める期間とすること、②譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、取締役若しくは監査役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法のいずれかにて行うこと、③本制度により取締役に発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間17,000株以内（うち社外取締役分は年間3,000株以内）とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額85百万円以内（うち社外取締役分は年額15百万円以内）とすること、本制度により監査役に

発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間 3,000 株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額 15 百万円以内とすること等につきご承認をいただいております。

また、当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の執行役員及び従業員にも譲渡制限付株式を付与することといたしました。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役 2 名、執行役員 4 名（以下合わせて「対象者」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭（報酬）債権合計 7,786,500 円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式 8,700 株を発行することを決議いたしました。

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

本新株発行に伴い、当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### （1）譲渡制限期間

対象者は、2025年4月25日（払込期日）から2028年3月25日までの間、本割当契約に基づき割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

##### （2）譲渡制限の解除条件

###### ア 対象者が取締役の場合

対象者が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が、譲渡制限期間中に任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役を退任した場合、当該退任日の翌日をもって、払込期日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を35で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

###### イ 対象者が執行役員の場合

対象者が譲渡制限期間中、継続して、当社の執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が、譲渡制限期間中に任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の執行役員又は従業員のいずれも退任又は退職した場合、当該退任又は退職した日の翌日をもって、払込期日を含む月の翌月から当該退任又は退職した日を含む月までの月数を35で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

##### （3）当社による無償取得

###### ア 対象者が取締役の場合

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象者が当社の取締役を退任した日の翌日において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

イ 対象者が執行役員の場合

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象者が当社の執行役員又は従業員のいずれも退任又は退職した日の翌日において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を35で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭（報酬）債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年3月26日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である895円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上